著作権等取扱特記事項

（「甲」は岐阜県、「乙」は受託者を指す。）

（著作者人格権等の帰属）

第１　印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は乙に帰属する。

２　印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、甲又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

（著作権の譲渡）

第２　印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。

２　前項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物の著作権が帰属している場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を乙に譲渡させるものとする。

一　乙の従業員

二　本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

３　第１項及び第２項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

（著作者人格権）

第３　甲は、印刷製本物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該印刷製本物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷製本物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。

２　乙は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、印刷製本物が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

３　甲は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

４　甲は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、第２項以外の改変を行う場合には、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

（保証）

第４　乙は、甲に対し、印刷製本物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

（印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供）

第５　乙は、甲に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（アドビ社イラストレーターのデータ形式）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

２　前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

３　第１項の印刷製本物の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。